

介護事業所等に対するサービス継続支援事業

① 施策の目的

○ 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、**将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助**を行う。

② 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
・特に長距離移動が求められる**訪問系サービス等**においては、**訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費**、
・大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、**介護事業所・施設**について、**衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品**などの購入費用等に対する補助を行う。
- **暑さ対策や、電動アシスト自転車の購入、可搬型蓄電池等の整備に要する経費**については、**国庫補助上限額を超えた額について、上乗せして補助**を行う。

③ 施策の実施要件（対象、補助率等）等

(1) 実施主体

東京都

(2) 補助対象事業所・補助上限額（基本メニュー）

- 訪問介護、通所介護事業所
訪問介護 **1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円** ※訪問回数に応じ区分
通所介護 **1事業所あたり20万円、30万円、40万円** ※利用者数に応じ区分
- 施設系（特養（地密含む）、老健、介護医療院、短期入所、養護、軽費）
定員 **1人あたり6千円**
- その他介護事業所・施設
訪問看護等 **1事業所あたり20万円**

(3) 補助対象経費

- ① 介護サービスを円滑に継続するための対応
・猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用
(例) 訪問・送迎の移動の経費
ネッククーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ
業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など
 - ② 災害備蓄等への対応
・介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用
(例) 飲料水、食料品等の備蓄物資（ローリングストックの初期費用）
ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
- ※ 上記はあくまで例示であり①②の趣旨目的に反しないものであれば対象

【補助基準額イメージ】

訪問介護事業所・1月あたりの延べ訪問回数2,001回以上の場合

